公共下水道・農業集落排水が整備されている地区にお住まいの皆様へ

令和８年度中津市
排水設備設置促進補助金制度

令和８年度から補助金額を増額します！

側溝や川の悪臭や害虫の原因は、台所等からの生活排水！

補助金額

補助額**１０万円**（非課税世帯に該当する場合５万円上乗せ）

※但し、供用開始後３年を経過した場合は、補助額**５万円**（非課税世帯に該当する場合２.５万円上乗せ）となります。詳しくは、下記問合先へ連絡ください。

対象工事

公共下水道および農業集落排水の排水設備工事

注意事項

・既設の浄化槽または汲取便所を廃止して、下水道および農業集落排水の排水設備工事を行う方が対象のため、家を新築する際の排水設備工事は対象外です。

・過去に合併処理浄化槽設置補助金を受けた浄化槽を廃止して、排水設備工事を行う方も対象外です。

・市税等の滞納がある方は対象外です。

・工事を行う家屋が居住を目的としていなければなりません。

申請方法

市の指定を受けた「排水設備指定工事店」を通じて工事契約を行い、その後、必要書類等をそろえて申請してください（指定工事店が代行してくれます）。

お問合せ先：中津市上下水道部（排水設備補助金担当）TEL：0979-24-1234

供用開始から1年又は3年以内に下水道に接続しましょう。

下水道法では、「供用開始日から一年以内に台所や風呂等からの生活排水を３年以内にトイレの屎尿を下水道を流し込む工事（排水設備の設置工事）を行うこと」が義務付けられています。せっかく下水道が整備されても、区域のみなさんがこの工事を行わないと、いつまでも川や海がきれいになりませんし、生活環境や公衆衛生の向上は図られません。一日も早い排水設備の設置工事をお願いします。

※供用開始とは…皆さんのお宅の汚水を公共下水道や農業集落排水施設へ流すことができるようになったことをいいます。

排水設備工事の進め方（工事の依頼は、「中津市排水設備指定工事店」へ）

①「中津市排水設備指定工事店」と工事契約を行います。（２～３社の見積もりをとり工事内容の打合せを行い、十分納得してから契約することをお勧めします。）

②工事に関する手続き（排水設備等計画確認申請）を行います。

③申請のあった工事計画が適正かどうか市の担当者が審査を行います。

④工事に着手します。工事は４～５日程度で終わり、トイレが使えないのは半日程度です。

⑤工事完了後、「使用開始（予定）の届出」と「工事完了の届出」を行っていただき、市の担当者が完了検査に伺います。検査に合格すると市から検査済証の交付が行われ、下水道を使用することができます。